

(参考資料3)

医道審議会保健師助産師看護師分科会

保健師助産師看護師国家試験制度改善検討部会
報告書

平成24年4月23日

目次

I	はじめに	1
II	改善すべき事項	1
1	保健師助産師看護師国家試験問題について	1
(1)	出題内容について	1
①	保健師国家試験について	2
②	助産師国家試験について	2
③	看護師国家試験について	2
(2)	出題数について	3
①	保健師国家試験及び助産師国家試験について	3
②	看護師国家試験について	3
(3)	状況設定問題について	3
(4)	出題形式について	4
(5)	評価領域分類 (Taxonomy) について	4
(6)	視覚素材 (写真) について	5
2	必修問題について	5
3	合格基準について	6
4	試験問題のプール制及び公募について	6
5	保健師助産師看護師国家試験出題基準について	7
(1)	出題基準における改善事項	7
(2)	改定された出題基準の適用時期について	7
III	おわりに	7
	保健師助産師看護師国家試験制度改善検討部会委員	9

I はじめに

保健師国家試験、助産師国家試験及び看護師国家試験（以下、「保健師助産師看護師国家試験」という。）は、それぞれ保健師、助産師又は看護師として必要な知識及び技能を評価するものであり、社会の変化や看護を取り巻く環境の変化に合わせ、これまで定期的に改善を行ってきている。

最近では、平成20年3月24日にまとめられた保健師助産師看護師国家試験制度改善部会報告書に基づき、出題形式における写真等の視覚素材の導入や看護師国家試験における必修問題数の増加等の改善がなされたところである。

一方、この4年間に看護基礎教育においては、保健師助産師看護師学校養成所指定規則の改正により、平成20年4月1日に保健師、助産師及び看護師教育のカリキュラムの改正が、平成23年4月1日に保健師教育及び助産師教育のカリキュラムの改正が行われた。

こうした状況の下、本部会では、平成23年11月から諸外国の看護師資格試験制度についてのヒアリング、前回の保健師助産師看護師国家試験制度改善部会報告書を踏まえた近年の国家試験の評価を行った上で、保健師助産師看護師国家試験における諸課題及び改善すべき事項について、ワーキンググループでの検討を含め、7回にわたって議論を重ねた。

今般、保健師助産師看護師国家試験の改善に関する基本的な方向性等について、意見を取りまとめたので、ここに報告する。

II 改善すべき事項

1 保健師助産師看護師国家試験問題について

(1) 出題内容について

近年では、看護基礎教育の水準を超える実務的で高度な専門的知識や技能を問う出題が散見されているが、保健師助産師看護師国家試験は、看護基礎教育を修了した者が保健師、助産師又は看護師として第一歩を踏み出す際に求められる水準とすべきであり、その基礎的能力について、知識及び技能の観点からの確に問う出題とするよう見直すことが望ましい。

また、カリキュラム改正では実践能力の強化が図られており、実践での課題に対する問題解決能力等、基礎的知識及び技能を応用する能力の評価が必要である。

保健師又は助産師免許の付与にあたっては、看護師国家試験の合格も必須であり、保健師国家試験及び助産師国家試験の受験者は、看護師国家試験において看護師として必要な知識及び技能について評価されている。しかしながら、解剖学・生理学等の基礎医学、看護倫理及び医療安全・感染管理等に関する知識及び技能は、保健師又は助産師においても、特に重要となっている基礎的事項であり、保健師国家試験又は助産師国家試験としても専門に適した内容で出題することが望ましい。

①保健師国家試験について

保健師教育については、平成 23 年 4 月のカリキュラム改正において、地域及び学校保健、産業保健を含んだ公衆衛生看護活動に焦点を当て保健師の役割と専門性をより明確化するため、「地域看護学」を「公衆衛生看護学」に改めた。

この背景には、地域に顕在化、あるいは潜在化している健康課題を明確化し、地域住民を始め、他職種や他機関と連携・協働して健康課題を解決する役割や施策化する役割が保健師に求められていることがある。国家試験においても、これらの内容の出題を充実させる必要がある。

特に疫学調査・分析及び統計情報の活用は、公衆衛生看護活動の基盤となるため、出題内容の充実を図ることとする。

②助産師国家試験について

助産師教育については、平成 23 年 4 月のカリキュラム改正において、妊娠、出産、産じょく期の女性や新生児のケアはもとより、次世代を育む母子や家族への支援、女性の生涯を通じた性と生殖をめぐる健康への支援等、期待される役割が拡大してきていることを踏まえ、助産診断・技術学、助産管理及び臨地実習の単位数を増加することにより、教育内容の充実が図られた。

また、妊産婦の多様なニーズに応えるため、分娩時の緊急事態への対応や近年推進されている院内助産所や助産師外来においてより高い助産診断・ケア能力が助産師に求められている。国家試験においても、これらの出題内容を充実させる必要がある。

ただし、助産業務の管理や助産所の運営に関しては、基礎教育を修了した新人の助産師に求める水準を考慮して、基本的事項の出題とすべきである。

助産学の基礎となる妊娠・分娩・産褥経過と新生児・乳幼児に関する正常及び異常に関する基本的な知識については引き続き十分な出題が求められる。

③看護師国家試験について

近年、保健医療福祉サービスの内容や方法、サービス提供の場の多様化が進み、看護を取り巻く環境が変化している。このような中で、看護師には、対象者を生活者として捉え、身体的・精神的・社会的に統合された存在として幅広く理解した上で、必要な看護サービスを提供することが求められている。社会保障制度に関する十分

な知識は今後もますます不可欠となってくるため、出題内容の充実を図る必要がある。

また、専門基礎科目は看護基礎教育において十分な習得が必要であり、さらに内容を洗練して出題していくこととする。適切な与薬、医薬品の管理及び患者教育の観点から薬剤に関する内容、感染管理や医療安全等のリスクマネジメントに関する内容及び健康教育に関する内容についても充実させるべきである。

(2) 出題数について

①保健師国家試験及び助産師国家試験について

現行の保健師国家試験及び助産師国家試験の出題数は、いずれも、一般問題75題、状況設定問題30題で出題総数は105題である。

平成20年4月1日及び平成23年4月1日施行の保健師教育及び助産師教育のカリキュラム改正では、実践能力の向上を図るため、臨地実習の単位数を増やしている。

これを踏まえ、実践の場における思考・判断力とそれに基づく問題解決能力を評価するため、状況設定問題を5題程度増やして35題程度とし、試験時間についてもこれに合わせて延長することが望ましい。

②看護師国家試験について

平成20年4月1日施行のカリキュラム改正では、「統合分野」が創設され、より臨床実践に近い形で学習し、知識・技術を統合する「看護の統合と実践」が新たな教育内容として位置づけられた。

これを踏まえて、看護師国家試験では「看護の統合と実践」が平成24年の試験から試験科目となっている。この科目については、その内容が現行の総出題数240題の中に含まれていることから、出題数は引き続き現行どおりとする。

(3) 状況設定問題について

状況設定問題は看護実践の場における思考・判断力とそれに基づく問題解決能力とを問う問題で、1設問文について関連した複数の問題から構成される。現行では、1つの状況設定について3つの連続する問題(3連問)で構成され、保健師国家試験及び助産師国家試験でそれぞれ30題、看護師国家試験で60題が出題されている。

国家試験問題では、1つの状況設定で出題される3連問が、連続性のない問題になっているものもあるため、結果として知識の想起に留まる問題も見受けられている。本来、状況設定問題は必要十分な状況を設定し、連問によって看護実践の要点を問うべきであり、根拠に基づいたア

セスメントから看護を計画して、実践するという看護過程等における系統的な思考・判断を問う出題とする必要がある。

従って、出題の構成としては現行の1状況3連問が相応しいと考えられるが、一方で出題の意図によっては1状況2連問で必要十分と思われる問題もあることから、弾力的な運用を検討してもよいのではないかという指摘もあった。

そこで、試験問題としての質を担保する観点から、1状況3連問を基本としつつ、1状況2連問でも出題することとする。この場合、出題数が出題回毎に大きく異なるのは資格試験として望ましくないため、1状況2連問での出題割合を設定した上で導入する必要がある。

また、複数の試験科目から構成される状況設定問題については、基礎的な知識及び技能を応用する力を問うことに適していることから、今後も一定程度出題していくことが望ましい。

(4) 出題形式について

平成21年の試験から5肢X2タイプ^{*1}が導入され、現行の保健師助産師看護師国家試験においては、4肢Aタイプ^{*2}、5肢Aタイプ及び5肢X2タイプが用いられている。

X2タイプは、正しい知識の習得を確実に評価できるとして導入され、現行の5肢X2タイプによる出題においても、試験問題として適切な問題が出題されている。従って、5肢X2タイプでの出題が効果的と考えられる場合には積極的に活用していくこととする。

5肢Aタイプについては、出題数が少ないことから、十分な評価ができないため、現時点で出題割合の適正化を検討することは難しい。そのため、データを蓄積した上で評価を行い、改めて検討していく必要がある。

複数の出題形式が混在することは試験問題として望ましくないという意見もあったが、出題回毎の出題割合が大きく異なることのないよう配慮して、現在用いられている4肢Aタイプ、5肢Aタイプ及び5肢X2タイプから、それぞれの出題内容に適したものを採用していくこととする。

なお、計算問題については、これまで4肢Aタイプ又は5肢Aタイプで選択肢の中から正解肢を選択する出題としてきたが、直接数字を解答する出題形式を導入することで、より確実に評価していくこととする。

(5) 評価領域分類 (Taxonomy) ^{*3} について

実践能力の強化の観点から評価領域分類Ⅱ型(解釈)及びⅢ型(問題解決)の問題を増加させるべきという意見があった。一方で、評価領域分類Ⅰ型(知識の想起)の問題の多くは試験問題としての有効性がデー

タによって証明されていることを考慮すると、国家試験として適切に能力を評価できるよう、それぞれの問題において出題の意図に適した評価領域分類で出題していくことが重要である。従って、必修問題では評価領域分類Ⅰ型（知識の想起）、状況設定問題では評価領域分類Ⅱ型（解釈）及びⅢ型（問題解決）を中心とした出題として改善する。

評価領域分類Ⅱ型及びⅢ型による出題内容としては、実践で求められる思考・判断力とそれに基づく問題解決能力を評価することが重要であり、統計情報の活用や計算を要する問題など、実践に即した出題内容となるようさらなる工夫が必要である。

(6) 視覚素材（写真）について

視覚素材（写真）は、平成21年の助産師国家試験及び看護師国家試験から導入されている。

同趣旨のイラストを用いた過去の出題と比較すると、視覚素材（写真）の活用によって、対象物がより鮮明に捉えられるようになった他、対象の状態、処置及び看護行為等、文章で問うことが難しい問題については、視覚素材（写真）が有効に活用され、正確に問うことができています。

このように、視覚素材（写真）を活用することによって、臨地実習での学びや実践能力の評価がよりの確にできるため、助産師国家試験及び看護師国家試験においては、今後も視覚素材（写真）を活用していく。ただし、対象の状態を問う場合には、色調、構図等の洗練が今後の課題である。

保健師国家試験では、これまで視覚素材（写真）が活用されることはなかった。今後も公衆衛生看護活動で活用される素材について視覚素材（写真）を含めて検討し、統計に関する図表の活用や地域の社会資源について情報を収集・整理した地域資源マップの活用など、さらなる工夫が求められる。

なお、療養環境等で入手された視覚素材（写真）の活用は、実践に即した出題として非常に有効である一方、現行の試験問題作成において問題に適した素材を入手することは難しい。従って、視覚素材（写真）においても、教育機関や臨地との連携を図りながら公募することが望ましい。

2 必修問題について

看護師国家試験の必修問題は、看護の社会的側面や倫理的側面に関する問題、患者及び看護活動の場に関する問題、人体の構造と機能、健康障害と回復に関する基礎的知識及び看護技術の基本的な知識等、看護師にとって特に重要な基本的事項を問うものとして、第93回（平成16年）から30題（総出題数240題）が出題され、基本的かつ重要な事項を問う問題を強化するた

め、第99回（平成22年）から50題（総出題数240題）に増問して出題されている。

必修問題については、例年、出題内容が類似する傾向にあることが指摘されているが、国家試験としては、看護師として特に重要な基本的事項を問うことが重要であり、一般問題及び状況設定問題とは評価領域が異なる問題として出題内容の洗練が求められる。

出題数については、50題に増問してからの経過が短く、その評価が十分にできないことから、現行の出題数を継続する。

なお、保健師国家試験及び助産師国家試験は、それぞれ保健師及び助産師としての専門に特化した出題とすべきであり、保健師国家試験及び助産師国家試験における必修問題は引き続き導入しないこととする。

3 合格基準について

保健師助産師看護師国家試験は免許を付与するための資格試験であり、安全で安心な質の高い看護サービスが広く国民に安定して提供されるよう、合格基準による適切な識別が求められる。

看護師国家試験では、必修問題において絶対基準、一般問題及び状況設定問題において相対基準による合格基準が設定されてから合格率は安定した水準を維持しているため、今後も現行の合格基準とすることが望ましい。しかし、資格試験において相対基準による合格基準を用いることは相応しくないという意見もあり、今後も試験問題の難易度を安定させるよう努めつつ、試験結果の動向を注視し、必要に応じて検討していくこととする。

保健師国家試験及び助産師国家試験の合格率においても、近年の推移は概ね安定しており、引き続き現行の合格基準とすることが望ましい。

4 試験問題のプール制⁴及び公募について

試験問題のプール制は、問題の質や難易度の安定した試験問題を出題していくために数千題のプールから出題するという完全プール制を目指して、平成16年から導入され、同時に試験問題の公募が開始された。

しかし、試験問題と正解肢の開示請求に係る情報公開・個人情報保護審査会の答申⁵を受けて、平成19年以降、問題冊子の持ち帰りを認めている。そのため、事実上完全プール制への移行は困難となった。

そこで、今後は、完全プール制への移行を目指すのではなく、多様な関係機関からの意見を踏まえた国家試験問題の作成を目指すという目的の下で、公募の取り組みを継続し、これまで以上に広く、関係者に国家試験問題作成に係る公募制度について周知を促す必要がある。

現在、公募に係る協力依頼は、看護系大学を含む看護師等学校養成所の看護教員、看護職能団体、看護教育関係団体及び看護関係学会等になされている。このような関係者による国家試験問題作成の取組が、看護教育の在り方

を探究する機会につながることを期待する。

また、試験問題の公募に、臨地で実践している看護師等からの意見が反映されることによって、実践能力を的確に評価できる問題の素案が提供されるだけでなく、新人研修についての理解や臨床における継続教育としての有効性を期待し、公募の機会を臨地にも拡大させることが重要である。

そのため、現行の関係団体等を通じた公募だけではなく、医療機関等からの登録も可能とするシステムを構築するとともに、問題作成者に対する支援を充実させる必要がある。

加えて、視覚素材（写真）についても公募によって入手することが有効と考えられることから、導入を検討する。

5 保健師助産師看護師国家試験出題基準について

(1) 出題基準における改善事項

今後の出題基準の改定においては、これまでの改定と同様に看護の実情を勘案し、各項目に示される概念や用語について見直す必要がある。

併せて、保健師教育、助産師教育及び看護師教育のカリキュラム改正の趣旨や教育内容等を踏まえて見直しを行う。特に実践能力の強化の観点から改定を行い、看護師国家試験出題基準では「看護の統合と実践」の作成が求められる。

また、平成22年度に提示された「保健師、助産師、看護師に求められる実践能力と卒業時の到達目標」を反映させることが望ましい。

なお、出題基準の構成では、大・中・小項目の各項目における整合性を図ることが必要である。

(2) 改定された出題基準の適用時期について

改定出題基準の適用時期については、出題基準改定に関する今後の検討及び周知期間を勘案し、平成26年の第100回保健師国家試験、第97回助産師国家試験及び第103回看護師国家試験から適用することが望ましい。

Ⅲ おわりに

我が国においては、少子・高齢化の進展、医療の高度化に伴い、国民の看護への期待が高まっており、保健師、助産師及び看護師には、これまで以上に重要な役割を求められている。

このような中で、適切な看護の実践と医療安全の確保のため、保健師助産師看護師国家試験の質を担保することが重要であり、今後もより良い国家試験制度を目指して議論を継続していくことが必要である。それについては、保健師、助産師及び看護師に期待される役割を踏まえるとともに、国家試験制度と深く関わる看護基礎教育、新人研修の動向を注視し、教育機関や臨床機関等とこれまで以上に連携を図りながら議論を行っていく必要がある。

保健師助産師看護師国家試験制度の改善には、看護界全体で我が国の看護制度に関心を持ち、制度のより良い在り方に向けて取り組み続けていくことが期待される。

*1 X2タイプ

複数の選択肢から2つの正解肢を選ぶ出題形式。

*2 Aタイプ

複数の選択肢から1つの正解肢を選ぶ出題形式。

*3 評価領域分類 (Taxonomy)

教育目標毎に問題の解答に要する知的能力のレベルを分類したもので、一般には認知領域ではⅠ・Ⅱ・Ⅲ型に分類される。Ⅰ型は単純な知識の想起によって解答できる問題であり、Ⅱ型は与えられた情報を理解・解釈してその結果に基づいて解答する問題であり、Ⅲ型は設問文の状況を理解・解釈した上で、各選択肢の持つ意味を解釈して具体的な問題解決を求める問題である。

*4 プール制

試験問題を予め作成・蓄積しておき、その中から出題をすることを意味して用いている。特に、問題を試行的に出題し、事前に正解率等を評価した上で、良質な問題を採点対象として出題することが重視される。

*5 試験問題と正解肢の開示請求に係る情報公開・個人情報保護審査会の答申

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に基づき、平成17年に出示されたもの。「プール制を導入することにより本件試験問題を公にできないという必然性があるとは言えない」とされた。

保健師助産師看護師国家試験制度改善検討部会委員

- 荒川 眞知子 日本看護学校協議会会長
池西 静江 京都中央看護保健専門学校参与
(平成24年4月より(専)京都中央看護保健大学校参与
看護学科設立準備室長)
- 池ノ上 克 宮崎大学医学部附属病院長
市川 幾恵 学校法人昭和大学統括看護部長
伊藤 圭 大学入試センター研究開発部試験基盤設計研究部門准教授
岡本 喜代子 日本助産師会会長
菅間 真美 聖路加看護大学看護学部教授
北川 浩明 虎の門病院産婦人科部長
小山 和子 鳥取赤十字病院看護部長
坂本 すが 日本看護協会会長
島田 啓子 全国助産師教育協議会会長
◎ 中山 洋子 福島県立医科大学看護学部教授
野上 康子 教育測定研究所研究開発部研究員
野嶋 佐由美 日本看護系大学協議会代表理事
春山 早苗 自治医科大学看護学部教授
(平成24年4月より自治医科大学看護学部長)
- 藤川 謙二 日本医師会常任理事
藤原 啓子 全国保健師長会常任理事
堀内 成子 聖路加産科クリニック副所長
村嶋 幸代 全国保健師教育機関協議会会長
林正 健二 山梨県立大学看護学部教授
(平成24年4月より京都橘大学健康科学部理学療法学科
教授)

敬称略(五十音順)

◎は部会長